

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(地域密着型通所介護)

利用者： _____ 様

事業者： デイサービス かれん _____

1 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービス かれん
所在地	福岡県飯塚市天道 63 番地
サービス種類	地域密着型通所介護事業
介護保険指定番号	4071802526 号
サービス提供地域	飯塚市

(2) 営業時間

月曜日 ～ 土曜日	午前 8 : 30 ～ 午後 6 : 00
定休日	日曜日・年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1 名	名	1 名
生活相談員	介護福祉士／施設 3 年以上勤務あり (兼務あり)	1 名	3 名	4 名
看護師	准看護師 (兼務あり)	1 名	名	1 名
機能訓練指導員	准看護師 (兼務あり)	1 名	1 名	2 名
介護職員	ヘルパー 2 級／施設 3 年以上勤務あり	名	5 名	5 名
	認知症介護基礎研修受講している者	名	名	名
		名	名	名

(4) 当事業所の設備

定員： 10 名/日
ホール： 1 室
食堂： 1 室
浴場： 1 室
送迎車両： 3 台

(5) 事業の目的

株式会社 KAREN が実施する飯塚市指定地域密着型通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 0948-22-0076

担当部署： _____ デイサービス かれん _____

担当者： _____ 馬場 万里亜 _____

受付時間：午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 サービス内容

ご利用様に地域通所介護計画に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴介助・機能訓練・口腔機能向上・アクティビティー・その他必要なサービス、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

4 利用料金

(1) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたします。

25 日までに、あらかじめ指定した方法でお支払いください。

(2) 利用料金

[別紙参照]

○自己負担するもの（介護保険適用外）

食 費	1 日につき	400 円
オ ム ツ		実費
その他日常生活費		円
		円
		円
複 写 物	1 枚につき	10 円

(3) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。＜0948-22-0076（かれん）＞

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

地域通所介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。また、施設の見学・1 日体験もできます。お気軽にご連絡ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。
- ・利用者が指定保険者以外の市町村に転出した場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様

などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。

- ・当事業所が破産した場合は、ご利用様に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ご利用様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・当事業所のサービス利用中に、ご利用様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。ご利用様の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ・当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

6 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

7 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合は、当事業所はご利用様に対して賠償責任を負うものとします。

8 (第三者評価機関の有無)

第三者評価機関の実施
無し。

9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者・・・ 管理者 生活相談員 馬場 万里亜
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 虐待防止検討委員会を設置しています。

10 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷や他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 身体拘束等適正化のための指針を整備しています。
- (2) 身体拘束廃止委員会を設置しています。

【緊急・やむを得ない場合の三原則】

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

11 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
年に2回避難訓練実施

防火管理者・・・馬場 万里亜

12 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 ハラスメント対策

事業所は、適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

※下記のような行為はハラスメントに該当する可能性あり、サービスを中止させていただくことがあります。

■暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・物をなげつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシャルハラスメント

- ・介護従業者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真等を見せる
- ・性的な話卑猥な言動をするなど

■その他

- ・介護従業者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為など

15 運営推進会議

- 1, 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。
- 2, 運営推進会議の開催は、おおむね6カ月に1回とする。
- 3, 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- 4, 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価・地域との意見交換・交流等とする。
- 5, 運営推進会議の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
記録は事務所において閲覧できます。

※運営推進会議開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼をさせていただくことがあります。
可能な限りご出席いただきますようお願い致します。

【会社の概要】

社名 株式会社 KAREN
資本金 250万円
社員数 26名(契約社員含む)
設立 平成21年3月
所在地 福岡県飯塚市天道63番地
代表者 宮川 佳子

【事業内容】

地域密着型通所介護事業/総合事業

【事業者】

住所： 福岡県飯塚市天道63番地

社名： 株式会社 KAREN

代表者： 宮川 佳子

印

【事業所】

住所： 福岡県飯塚市天道63番地

事業所名： デイサービス かれん

(指定番号 4071802526)

担当者 _____ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【ご利用者】 住所 _____

氏名 _____ 印

【家族代表】 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

署名代行理由：